

日産グローバル賄賂防止ポリシー

概要:

日産グループ(以下において定義します。)は、グローバル行動規範(Global Code of Conduct)に基づき、事業活動を行う全ての法令及び現地ガイドライン(以下において定義します。)を遵守しなければなりません。日産グループは、事業を展開するあらゆる国において公正かつ倫理的に行動することを誇りとしています。日産グループに対する評価は、その組織としての価値及び従業員の価値に基づくものです。日産グループは、お客さま、従業員、取引先、地域社会に対し、常に実直、誠実、公平、敬意の姿勢をもって接します。

このグローバル賄賂防止ポリシー(以下「本グローバルポリシー」といいます。)は、従業員が腐敗行為に直面した場合にどのような行動をとるべきか、日産グループ各社及びその従業員の責任について、グローバルな枠組を定めるものです。

1 対象者:

本グローバルポリシーは、日産自動車株式会社並びにその子会社及び関連会社(以下、総称して「日産グループ」といいます。)、並びにそれらの役員、取締役、従業員、契約社員及び日産グループが雇用するその他の者(以下、総称して「従業員等」といいます。)に適用されます。各従業員等は、本グローバルポリシーを遵守しなければなりません。

2 賄賂防止法及びその適用:

日本法をはじめとして、日産グループが事業を展開する多くの国では、日産グループに便宜を図ってもらうことを目的として、「公務員(政府職員、government officials)」¹⁾又は私人(民間人)に、価値のある物を提供したり、提供することを約束したり、申し出たり、あるいはそれらの行為を許可することを、明示的に禁止又は規制しています。一部の国では、これ

らの行為は刑事罰の対象²⁾ともなっています。また、全世界において、これらの行為はグローバル行動規範及び現地ローカルガイドラインにより基づき禁止、規制されています。

¹⁾ 一部の国の賄賂防止法において、「公務員(government officials)」とは公的権限において行動する個人をいい、公務員、政府が支配又は所有する法人の従業員等、政府によって選任又は指名された職員(その候補者も含みます。)、公的国際機関の職員又は代理人も公務員とみなされます。一部の国では王室も対象となります

²⁾ 国によって法は異なるものの、通常、不適切に取引を獲得若しくは維持し、又は便益を受ける意図に基づき、「公務員」若しくは私人に対して、又はそれらの者から、価値のあるものを提供すること若しくはその申出、又は受け取ること若しくは要求すること等は、「贈収賄(bribery)」行為に該当すると考えられ、禁止されています。また、実際に贈収賄行為を行わなくても、その約束や申出により、相手方に不適切な行為をさせるよう影響を与えた場合には、当該約束又は申出も「贈収賄」行為に該当します

日産グループ各社及び従業員等に適用される法令及びローカルガイドラインは国ごとに異なるため、世界各地の日産グループの従業員等は、それぞれ自らの行為に適用される法令及びローカルガイドラインに精通する必要があります。その行為が適切かどうか疑問を持った場合には、賄賂防止法を遵守して事業活動を行うため、上司、法務部又はコンプライアンス委員会に相談しなければなりません。適用法令には、日本の不正競争防止法、2010年英国贈収賄防止法(Bribery Act 2010)及び米国の海外腐敗行為防止法(Foreign Corrupt Practices Act)が含まれますが、これらに限定されません。

上記の適用法令その他同種の法令に違反すると、多くの場合、違反者には、その国籍を問わず、懲役/禁固又は罰金が科されます。当該違反により日産グループも多額の罰金及び重大な制約を科されるおそれがあり、その場合、日産のブランド、信用及び財務状況に多大な影響を及ぼすこととなります。

各従業員等は、適用法令に加えて、適宜、行動規範、倫理規程、贈答ポリシー及び利益相反規程等の日産グループ各社の社内規則も参照しなければなりません。

3 本グローバルポリシーの原則

- 3.1. 日産グループは、法令を遵守した事業活動のみを行います。日産グループは、本グローバルポリシーに違反する贈収賄行為を決して容認しません。
- 3.2. 日産グループは、以下の原則を遵守します。
 - 3.2.1. 日産グループと取引のある全ての第三者との間で、公平かつ公正な関係を維持すること。
 - 3.2.2. ビジネス上の便宜を受ける目的又は取引を獲得若しくは維持する目的で、賄賂防止法と日産グループの行動規範、倫理規程及び贈答ポリシーに違反する金銭、贈物、接待、旅行、優遇等の有価物を提供したり、また、その約束若しくは申出をしたりしません。日産グループの行動規範、倫理規程及び贈答ポリシーに違反するような形で、日産グループと取引しようとしている第三者から金銭、贈物、接待、旅行、優遇等の有価物を受領したり、要求したりしません。但し、日産製品を宣伝するための一般的なマーケティング活動等、ある一定の限定的なケースについては、適用法令及びローカルガイドラインに基づき、特別にまたは特定の地域での例外が認められる場合があります。
 - 3.2.3. 「円滑化や迅速化のための支払」(“Facilitation or Grease Payments”)は、定型的な行政手続を迅速化するために、裁量権のない下級公務員に対して行われる少額の支払いを指します。そのような支払いも、ローカルガイドラインに基づき明示的に承認される場合を除いて禁止されており、かかる支払いについてはローカルガイドラインの定めに従い事前承認を受ける必要があります。

- 3.2.4. 日産グループを代理する第三者による贈収賄行為を防止するために積極的な措置を講じます。日産グループは、サプライヤー、請負業者、仕入先、販売業者、外部エージェント、コンサルタント、及び日産グループに代わり又はその代理人として行為を行う個人に対しても、賄賂に関する適用法令及び各社の贈賄防止ポリシーを遵守することを求めます。
- 3.2.5. 本グローバルポリシー、ローカルガイドライン又はその他関連規則に違反があった場合は、必ず報告します。具体的な報告の要件、手続及び現地連絡先については、ローカルガイドラインを参照して下さい。
- 3.2.6. 請求書、領収書及び支払い、受領、それらの目的等を、正確に記録し、日産グループの書類保管基準に従い、適正に保管します。完全かつ正確な記録により、十分な透明性があることを示すことができます。
- 3.2.7. 違反の通報に対する報復行為は禁止されます。違反のおそれについて誠実に通報した者、又は違反調査に関与した者に対する報復行為は、厳格に禁止されます。

3.3 禁止される行為及び許容される行為の例

3.3.1. 贈収賄行為の例

- ▶ 本グローバルポリシー3.3.2に規定された場合を除く、取引の獲得又は維持の見返りとしての金銭、贈物、旅行及び接待の提供。
- ▶ 公務員の家族に対する贈物又は優遇(雇用の申出、車両の貸与等)の提供。
- ▶ 日産グループを代理する外部エージェント又は販売会社による、自動車販売のための公務員又は私人に対する金銭又は贈物の提供。
- ▶ 関税の減額又は税制優遇措置の見返りとしての金銭の支払い。
- ▶ サプライヤーパネルへの選択や、ソーシング決定に影響を及ぼす目的で行われる、サプライヤーから日産グループの従業員等に対する贈与の申出。
- ▶ 日産グループへの優遇を目的として、公務員又は公営企業の従業員等に対する高価な贈物、食事、接待又は旅行の提供。
- ▶ 日産グループの取引を確保又は維持する目的で、海外赴任者が公務員又は公的企業の従業員等に対して行う少額の金銭又は贈物の提供。

3.3.2. 許容される接待及び贈物

- ▶ ある一定の限定的な状況においては、法令に基づき許容された範囲での合理的かつ妥当な金額での接待及び粗品の提供は許容されます。
- ▶ 接待又は贈物の価値は、(a) 同種の費用に関する一般的な市場水準、(b) 日産グループ各社の経費ガイドライン及び社内規則、並びに(c) 現地及び業界の慣習、に照らし、少額でなければなりません。贅沢な又は高額な接待又は贈物は、許容されておらず、合理的ではないとみなされます。
- ▶ 提供する場合も受け取る場合も、製品又はサービスの宣伝等のマーケティング活動を目的とした少額の贈物は、日産グループ各社の贈答、利益相反に関する規則又は行動規範等の社内規則に違反せず、かつ、年度中における頻度が多くない場合に限り、許容されます。

どのような場合も、どのような接待や贈物が許されるかについて、ローカルガイドライン、該当国の賄賂防止法及びその他関連する社内規則を必ず参照して下さい。疑わしい場合は、上司、人事、法務室又はコンプライアンス委員会に問い合わせして下さい。さらに、ローカルガイドライン又は日産グループ各社の社内規則において事前承認が必要とされている場合は、必ず取得して下さい。

4 その他の責任

4.1. グローバルポリシー

本グローバルポリシーの改訂はNMLリーガル(NML Legal)が行うものとし、本グローバルポリシーの対象事項に関する法的助言を求める場合は、該当するMC地域(MC Region)の法務担当者にコンタクトするものとし、

4.2. 現地ガイドライン

各リージョナルコンプライアンス委員会は、本グローバルポリシーを補足するローカルガイドラインを制定するものとし、「ローカルガイドライン」とは、本グローバルポリシーを補足する地域又は各社の規則、手順書、ハンドブックその他の資料(違反の通報方法及び通報先、正確な記録管理に関する規則、賄賂防止に関する規則の担当部署又は担当者、並びに日産グループ各社及びその従業員等が法令遵守するための内部統制を含みますが、これらに限定されません。)をいいます。ローカルガイドラインは、本グローバルポリシーと矛盾してはならず、また、本グローバルポリシーに優先するものではなく、その目的は、本グローバルポリシーを説明すること、現地の法令への適合性を確保すること、及び現地の手順、手続及び管理について規定することに限定されます。

各MC-Chairman又はグローバルファンクションの長は、当該地域又は機能が本グローバルポリシー及びローカルガイドラインを遵守することにつき、責任を負います。

リージョナルコンプライアンス委員会は、以下の事項につき責任を負います。

- (a) ローカルガイドラインを制定、導入及び管理し、遵守状況を監督すること。並びにローカルガイドラインの制定及び管理の支援に必要な場合は現地の責任者を指名すること。
- (b) 担当地域内の日産グループ各社に、現地の法令及び本グローバルポリシーを遵守するためのローカルガイドラインを制定し、導入させること。

4.3. 研修

日産グループ各社は、本グローバルポリシー及び適用のあるローカルガイドラインに関する理解を深めるために研修を実施します。日産グローバル人事が、従業員等に対する当該研修の実施及び実施状況の確認を行うものとし、